



島根県報

平成22年 2月16日 (火)

第 2, 1 6 2 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	(水 産 課)	2
廃川敷地等の発生	(河 川 課)	2

【特定調達公告】

新型インフルエンザ対策用个人防护具の購入に係る随意契約の相手方等	(薬 事 衛 生 課)	3
----------------------------------	-------------	---

【正 誤】

平成21年 6月19日付け島根県報号外第123号中	(道 路 維 持 課)	3
---------------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第92号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 2月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

大田市富山町才坂字芦谷1042、1043、1816から1821まで、1824、1825、1826-1、1826-2、1827-1、1827-2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字芦谷1042、1043、1824、1826-1、1826-2、1827-2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第93号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成22年 2月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

多伎町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第94号

現地調査の結果、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県浜田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 2月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川の名称

一級河川江の川水系宮の谷川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成22年 2月16日

- 3 廃川敷地等の位置
江津市桜江町今田595番25地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 123.27平方メートル

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成22年 2月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 物品等の名称及び数量
新型インフルエンザ対策用個人防護具 33,790組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県健康福祉部薬事衛生課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年 1月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
小西医療器株式会社出雲営業所 島根県出雲市塩冶有原町5丁目59番地
- 5 随意契約に係る契約金額
96,075,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成21年12月11日
- 8 随意契約とした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

正 誤

平成21年6月19日付け島根県報号外第123号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤		正	
4	島根県告示第485号の表中	15.20～ 33.20	41.00	15.80～ 32.25	55.00
		15.20～ 33.20	41.00	15.80～ 42.90	55.00